令和７年度ひろしま環境ビジネス推進協議会新規事業創出支援業務
公募型プロポーザル仕様書

１　業務名

令和７年度ひろしま環境ビジネス推進協議会新規事業創出支援業務

２　業務期間

契約締結の日から令和８年３月 16 日（月）まで

３　業務背景・目的

広島県は企業間連携の活発化や海外展開の促進等を通じて、県内に持続可能な社会の実現に貢献するビジネスをグローバルに展開できる企業群を育成することを目的に、ひろしま環境ビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）を平成 24 年に設立し、環境・エネルギー分野の産業が広島県の新たな産業の柱の一つになることを目指している。

環境・エネルギー分野が県内の主要産業の一つとなるためには、既存の事業領域における成長に加え、新規事業の創出やイノベーションによる事業成長の加速化が強く求められている。特に、自社のアセットを活かした、社会的な課題に対応した新たな視点での事業創出や、社外の人的資産や知見との組み合わせによる創造と変革等によるイノベーションが期待されている。また、その土台となる、企業の枠を超えて外部とのネットワークを構築できる機能的なコミュニティも重要となっている。

そこで本業務では、環境・エネルギー分野で県内企業が新たなビジネスを創出することを支援する「新規事業創出プログラム」及び企業同士の交流の場である「SCRUM HIROSHIMA」の企画・運営を通じ、環境・エネルギー産業を育成することを目的とする。

４　用語の定義

本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)　環境・エネルギー分野

環境省が公表している「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」において、環境産業と位置付ける分野（環境汚染防止、地球温暖化対策、廃棄物処理・資源有効利用、自然環境保全）

(2)　県内企業

広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する企業

(3)　経営層

社長、取締役、執行役員等、企業内で経営方針の策定に関与している者

(4)　支援対象企業

本業務において、５(1)の新規事業創出プログラムに参加する企業

(5)　個別支援企業

５(1)の新規事業創出プログラムにおいて、５(1)イの個社伴走支援に進む企業

(6)　新規事業

自社の強みを活かす等により、新たな収益を生み出すことを目的に、新たな市場への進出や、従来

の業務とは異なる新しいサービスや商品の開発を行うこと

５　業務内容

以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、記載事項に留意の上、本業務の目標の実現に向け、より効果的な業務となるよう提案すること。

なお、本業務の年間スケジュール例は下記のとおり。

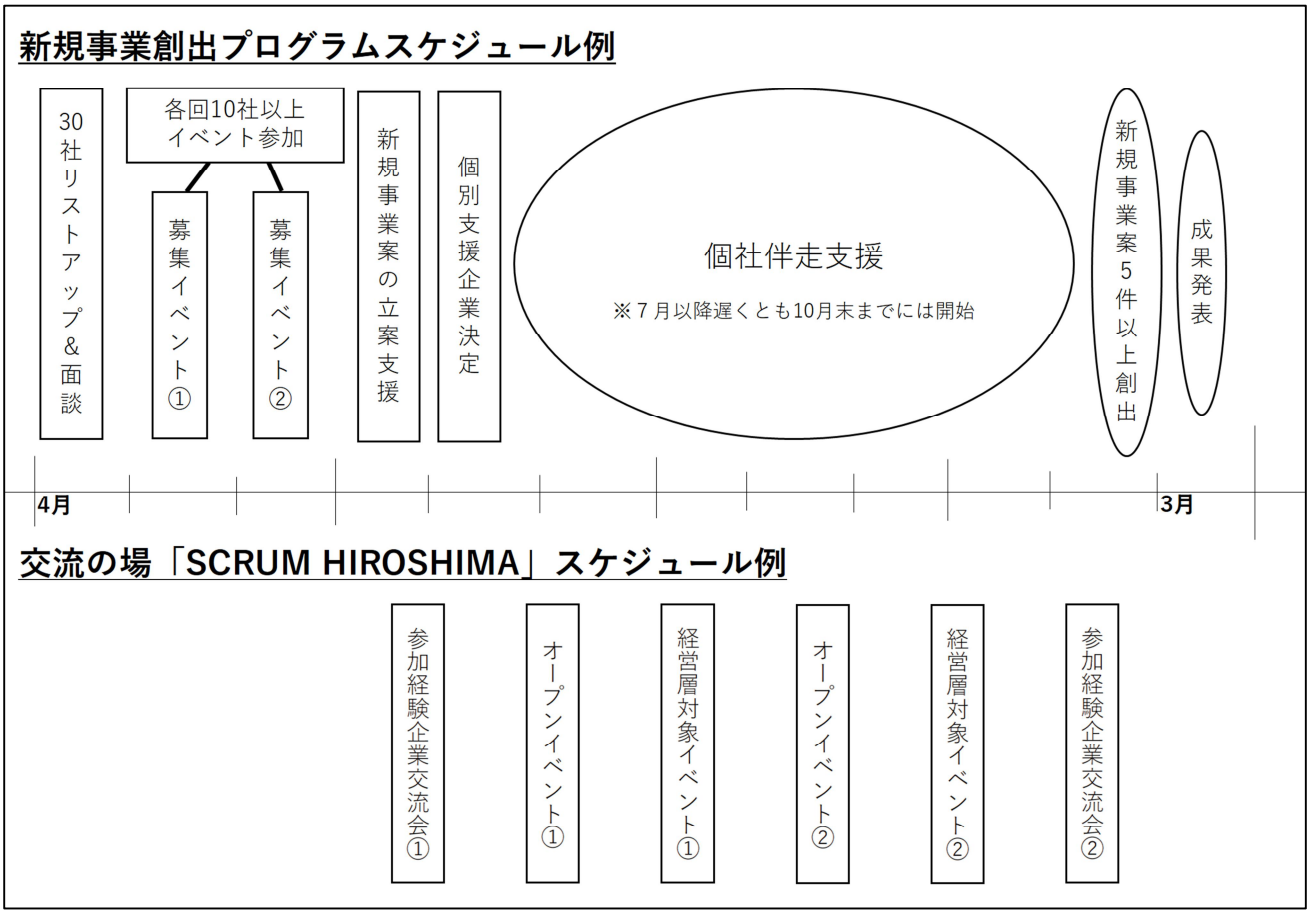

(1) 新規事業創出プログラム

下記の業務目標を踏まえ、提案者としての目標を設定し、支援対象企業が新たなビジネスの可能性を顕在化させ、新規事業案を創出するために必要なプログラムの企画・運営及びサポートを行うこと。

なお、スケジュールの目安として、４月から支援対象企業の募集を開始し、７月以降遅くとも 10 月末までには、支援対象企業の中から個別支援企業を選定の上、個社伴走支援を開始すること。

その他の具体的なプログラムの企画、運営方法、サポート手法、スケジュール、ＫＰＩ等は、諸条件を考慮の上、自由に提案するものとする。

＜業務目標＞

項目	目標値（品質・件数等）
支援対象企業の募集	・環境・エネルギー分野の新規事業創出と親和性の高い、候補となる県内企業のリストアップ及び面談実施（30 社以上） ・候補となる県内企業の経営層を対象とした募集イベントの開催（２回以

	上、各回参加者 10 社以上）
新規事業案の創出	【品質】業務終了時点で、個別支援企業の経営層により、令和８年度以降の環境・エネルギー事業の推進継続が決定されているレベル 【目標】５件以上（※）

（※）原則、個別支援企業１社につき１件とする

ア　支援対象企業の募集・個別支援企業の選定

上記の目標を達成するため、下記の事項に留意し、県内企業に効果的に周知の上、支援対象企業の募集を行い、本業務における個別支援企業を選定すること。なお、現在環境・エネルギー分野の事業に取り組んでいない県内企業にも積極的に周知・募集を行うこと。また、個別支援企業の選定後の途中辞退等により、業務目標の達成が危ぶまれる不測の事態の際の対応策も準備しておくこと。

(ｱ)　支援対象企業は、次の要件を全て満たす県内企業を主とすること。

・原則、売上高 30 億円以上であること。

・原則、経営層自身が(ｲ)の募集イベント及び個社伴走支援に参加すること。

・協議会への入会状況は問わないが、個社伴走支援開始時には入会した状態であること。

(ｲ)　支援対象企業の募集方法については、次の事項を含めて提案すること。

・環境・エネルギー分野での新規事業創出と親和性の高い、支援対象企業の候補となる県内企業を 30 社以上リストアップした上で、直接訪問またはオンラインにより 30 社以上の経営層と面談を行うこと。面談においては、各社の技術や強み、及び経営や新規事業創出における課題をヒアリングした上で助言等を行い、募集イベント及び個社伴走支援への参加を促す場とすること。

・環境・エネルギー分野における新規事業創出の機運醸成をテーマとした、支援対象企業の候補となる県内企業の経営層を対象とした募集イベントを２回以上開催し、各回 10 社以上（重複可）の経営層を参加させること。

(ｳ)　支援対象企業に対しては、下記の事項に留意し、メンターによるヒアリング等を通じて新規事業案の立案を支援すること。

ａ　「支援対象企業の成し遂げたいビジョン」や「支援対象企業の強みを活かした創出可能な価値」を明確にすること。

ｂ　ａを踏まえ、他社の新規事業の事例を提示する等工夫しながら、具体的な環境・エネルギー分野での新規事業案の立案につなげること。

(ｴ)　個社伴走支援に進む個別支援企業の選定に当たっては、次の要件を全て満たす支援対象企業から、協議会と協議の上選定すること。

・経営層自身が個社伴走支援に参加可能であること。

・(ｳ)により立案した新規事業案等について、ビジョンが明確になっていること。

イ　個社伴走支援の実施

下記の事項に留意し、個別支援企業に対して事業計画の具体化及び推進等の個社伴走支援を行うこと。支援開始時期については、７月以降遅くとも 10 月末までには開始すること。

(ｱ)　各個別支援企業の業種や新規事業案のテーマ及び分野に応じ、関連規制や知財関連等の知見か

ら専門的な助言を行うことのできるメンターのアサイン、もしくは、個別支援企業における人的リソースの不足等の課題に応じた実働可能な外部人材等の派遣、連携先の提案やマッチング支援等、個社の実情に応じた支援を行うこと。

(ｲ) 本業務の成果や新規事業創出における課題等を共有し、広島県内における環境・エネルギー分野での新規事業創出の機運醸成や、ビジネス創出事例の横展開等を目的とした成果発表の場を設けること。

(2) 交流の場「SCRUM HIROSHIMA」の企画・運営

ひろしま環境ビジネス推進協議会では、様々なステークホルダーがスクラムを組み、力を合わせて新たなビジネスを広島県から共創していく姿を象徴的に捉え、協議会コミュニティ「SCRUM HIROSHIMA（スクラムひろしま）」を令和３年度に立ち上げた。本コミュニティの設立趣旨を踏まえ、協議会会員間及びその他の県内外の企業・団体との交流を活発にし、環境・エネルギー分野での新規事業創出への意欲を高めることを目的として、イベント等の企画・運営を行う。

具体的なイベント等の企画、運営方法、スケジュール等は、諸条件を考慮の上、自由に提案するものとする。

＜業務目標＞

項目	目標値
イベントの開催	次の３種類のイベントについて、各イベントの目的を踏まえ、開催する。 ・オープンイベント（２回以上：各回参加者 50 名以上） ・経営層対象イベント（２回以上：各回参加者 15 名以上） ・協議会事業参加経験企業向け交流会（２回：各回参加者 10 社以上）

ア　オープンイベントの開催

会員企業を対象にしたアンケートでは、協議会に対して、「新規事業開発に関する県内外を含めた他企業との交流の機会」といったコミュニティ機能としての役割への期待が大半を占めている。そこで、本イベントは、企業同士が「繋がり・対話し・共に事業づくり」ができるコミュニティの創出を目的として実施する。

(ｱ) 対象企業

協議会会員企業に加え、広く環境・エネルギー分野の新規事業創出に取り組んでいる、または当該分野に興味のある企業を対象とする。

(ｲ) 参加企業の募集

イベント内容や開催趣旨に応じて、受託者が効果的な周知を行うことにより、協議会会員に加え非会員企業へも広く参加を募ること。また、非会員企業の参加があった場合には、協議会への入会を促すこと。

(ｳ) 開催手法

オフライン及びオンラインのハイブリッド形式とし、業務目標以上の回数を実施すること。

なお、オフラインの開催地は、県西部（広島市域）及び県東部（福山市域）でそれぞれ少なくと

も１回は実施することとし、受託者が会場を確保すること。

(ｴ)　イベント内容

環境・エネルギー分野における新たなビジネス創出を目的とするコミュニティを形成することを主目的として実施すること。また、参加者が一方的にインプットのみを受けるものではなく、参加者が主体的に活動し、企業同士で協力する輪が生まれる要素を組み込むこと。

例）今後の市場性等について専門家または研究者からの専門的知見に基づいた講演を踏まえ、参加者が自分事として新たな取組の考察を行う機会の提供　等

イ　経営層を対象としたイベントの開催

新規事業の創出のためには、経営層が新規事業に高い意欲を有し、組織全体の機運を醸成する必要性がある一方、経営層自身が、「人的余裕がない、取り組むための組織がない」、「取り組むべき方向性が分からない」等、新規事業創出に課題感を有している。また、環境・エネルギー分野においては、何らかの取組は必要との認識はあるものの、ビジネスについては、自社が新規で取り組むイメージが湧きづらく、ハードルが高いと感じている経営層が多い。

よって当イベントは、経営層同士の交流を促しながら、経営層自身の意識変容を行い、新規事業創出に意欲的に取り組んでもらうことを目的として実施する。

(ｱ)　対象企業

次の要件を全て満たす県内企業の経営層を主とすること。

・原則、売上高 30 億円以上であること

・新規事業創出に取り組んでいる、または関心があること

(ｲ)　参加企業の募集

協議会会員の経営層に加え、非会員企業の経営層に対しても、受託者が効果的にイベントの周知を行うこと。また、イベント参加時点で協議会会員である必要はないが、イベント参加、コミュニティ活動を通して、協議会への入会を促すこと。

(ｳ)　開催手法

オフライン開催を原則に、参加者が話しやすい環境を確保することとし、業務目標以上の回数を実施すること。開催地は、県西部（広島市域）及び県東部（福山市域）でそれぞれ少なくとも１回は実施することとし、受託者が会場を確保すること。

(ｴ)　イベントの内容

経営層にとって有益となる情報提供や意見交換の場を設ける等、新規事業創出に取り組む意識醸成が図られる内容とすること。

例えば、経営層の効果的な集客のために既存の経営層が集まる団体とコラボした企画とする等、内容について工夫すること。

ウ　協議会事業参加経験企業向け交流会の開催

過年度に協議会の事業に参加した企業は、環境・エネルギー分野に関心があり、新規事業創出への意欲が高く、他社の取組にも高い関心を有している。当交流会では、このような企業に向け、他社と交流する機会を提供し、新規事業着手状況を共有することで、お互いが事業創出の刺激を受け、ひい

ては自社における新規事業創出の意欲向上につなげることを目的として実施する。

(ｱ)　対象企業

次の事業に参加したことがある企業及び５(1)新規事業創出プログラムに参加する支援対象企業を対象とするが、２回のうち１回は前者のみの構成でも可とする。

・令和４年度ひろしま環境ビジネス推進協議会新規事業開発支援業務（計 30 社）

参考 HP：https://hiroshima-greenocean.jp/scrum4/

https://hiroshima-greenocean.jp/handson/

・令和５年度ひろしま環境ビジネス推進協議会新規事業創出支援業務　新規事業創出プログラム（計４社）

参考 HP：https://hiroshima-greenocean.jp/scrum5/index.html

・令和６年度ひろしま環境ビジネス推進協議会新規事業創出支援業務　新規事業創出プログラム（計５社）

参考 HP：https://hiroshima-greenocean.jp/scrum6/index.html

(ｲ)　開催手法

オフライン開催を原則に、参加者が話しやすい環境を確保すること。開催数は業務目標のとおりとし、受託者が会場を確保すること。

(ｳ)　交流会の内容

参加企業各社の新規事業着手状況の共有のほか、新規事業創出の重要性や、先進的企業の取組紹介、最新の動向等、参加する企業にとって、新たな気付きや知識がもたらされ、新規事業創出の意欲醸成が図られる内容とする。

エ　県内企業へのアンケート

上記ア、イ、ウのイベント全参加者（経営層・担当者を問わない）に対し、イベント内容、イベント形式について意見・改善点等を尋ねるアンケートを実施し、取りまとめること。

オ　企業間連携の促進

(ｱ)　当該業務を主として行うコミュニティマネージャーを置くこと。コミュニティマネージャーは、イベント等の催事には現地参加を必須とする。

(ｲ)　企業間連携の可能性を高めるため、企業ニーズの把握に努め企業間マッチングの可能性を探るとともに、受託者自ら積極的に協議会会員間や他コミュニティの企業等との情報交換や交流を促すこと。

(ｳ)　イベント開催時に限らず、協議会会員やイベント参加企業からマッチング等の相談に常時対応できる体制を構築し、「SCRUM HIROSHIMA」を、協議会会員及びその他企業・団体による持続的な交流の場として機能させること。

(3) 情報発信・アーカイブ化

協議会のウェブサイト（https://hiroshima-greenocean.jp/）等にて、本業務の概要、進捗状況や取組等について広く情報発信し、県内企業の新規事業創出に対する機運を高める工夫を行うこと。

協議会のウェブサイト上に本業務に関する新たなウェブページ（以下「新設ページ」という。）を製作し、本業務の概要や進捗状況、各イベント等の協議会の活動を随時情報更新し、幅広く情報発信するとともに、県内企業の新規事業創出の機運を高める工夫を行うこと。

なお、実施に当たっては以下の事項に留意すること。

ア　「新規事業創出プログラム」

(ｱ)　新設ページの製作に当たっては、既存ドメイン（https://hiroshima-greenocean.jp/scrum/）を使用し、その他の規格等については事前に協議会と協議し同意を得ておくこと。また、協議会が定めるコンセプトに従ってデザインを製作すること。

(ｲ)　本業務の支援内容について、課題解決に至ったプロセスや、逆に困難であった部分等について取りまとめを行い、他の協議会会員企業が新規事業開発時の参考とし、協議会としても知見として蓄積できるように、新設ページ内でアーカイブ化すること。

イ　「SCRUM HIROSHIMA」

(ｱ)　新設ページの製作に当たっては、既存ドメイン（https://hiroshima-greenocean.jp/scrum/）を使用し、その他の規格等については事前に協議会と協議し同意を得ておくこと。また、協議会が定めるコンセプトに従ってデザインを製作すること。

(ｲ)　新設ページの内容は、イベント等の告知のほか、イベント開催時の風景や参加者の声を盛り込む等、参加時のイメージや意欲が高まる内容とすること。また、交流できる場として企業の認知度を高める工夫を行うこと。

ウ　上記ア、イを除き、新設ページの具体的な構成、更新頻度等は受託者が企画提案すること。

エ　新設ページ内で製作した全てのコンテンツは、本業務終了後も協議会が公開できるものとし、新設ページの製作に当たっては、フォルダ構成含め協議会と事前に調整を図ること。

(4) その他業務

ア　付帯業務

(ｱ)　全体スケジュール及び各業務の内容を取りまとめた実行計画を設計の上、４月中旬までに協議会に提出する。

(ｲ)　上記の実行計画をもとに、活動報告及び翌月以降の活動方針について、協議会との定期会議を主催して報告する。開催頻度は週１回程度を基本とする。

なお、必要に応じて、本業務の責任者等、権限のある者も同席することとし、協議会の求めがある場合には速やかに来訪すること。

(ｳ)　会員企業同士や会員と他のコミュニティの企業等が参加する打合せに際しては、打合せ時の協議事項の整理等、必要に応じて会員企業をサポートすること。

(ｴ)　セミナーやワークショップ等の実施に当たっては、会場や講師、参加企業等、本業務に必要な関係者との調整も行うこと。

イ　引継書の作成・引継協議

本業務が次年度以降、他の事業者が受託した場合にも、円滑に業務の移管及び継続がなされるよう、引継書を作成すること。

次年度の受託者が異なる場合、令和８年３月末から４月の間に別途協議会が開催する引継協議の場において、本業務の受託者から新規の受託者への引継ぎを行うものとする。

なお、次年度以降も事業者の変更が生じない場合、引継協議は実施しない。

ウ　連絡体制

土日祝日及び12月29日から１月３日までを除き、８時30分から17時15分までの間、協議会担当者と連絡可能な体制を取ること。連絡方法は、電話、電子メール及びオンライン会議システムに対応すること。

６　業務の成果品

業務が完了したときは、速やかに任意様式により業務の実績報告書を提出すること。

ただし、県内企業に対するアンケートについては中間報告を行うこと。

(1) 中間報告書（提出期限　令和７年９月 30 日（水））

報告内容は、次の事項を想定しているが、受託後に協議会と協議して決定するものとする。

・イベントの概要（イベントの趣旨、狙い、参加者、アンケート結果、結果の分析等）
・イベントの成果（コミュニティの形成に向け進んだ点、うまくいった点、課題、反省点）
・経営層の視点で捉えた、環境・エネルギー分野の新規事業の創出における課題
・上記の経営層の課題を解決するために協議会として実行できる施策案
・企業の担当者の視点で捉えた、環境・エネルギー分野の新規事業創出における課題
・上記の担当者の課題を解決するために協議会として実行できる施策案
・本業務をきっかけに進行している企業連携の事例
・その他、協議会が指定するもの

(2) 実績報告書（提出期限　令和８年３月 16 日（月））

上記(1)の内容を含め、各種業務について、業務目標の達成状況及びそこに至った経緯を取りまとめて報告すること。具体的には下記の事項を想定しているが、受託後に協議会と協議して決定するものとする。

ア　新規事業創出プログラム

・支援対象企業の募集・個別支援企業の選定（企業募集の手法と結果、選定の工程）
・事業計画策定プロセスにおける各社の課題と解決状況

イ　SCRUM HIROSHIMA（各種イベント）

・開催状況（日時、会場、内容、参加者数等）
・参加者アンケートの結果、分析

ウ　企業間連携の促進

・企業ニーズや相談事項等、把握した企業情報
・マッチング等の実施状況

７　成果品の納入場所と帰属

成果品の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム内のひろしま環境ビジネス推進協議会事務局（広島市中区基町 10 番 52 号）とする。

また、本業務による成果品の著作権は協議会に帰属する。

８　委託料の支払い

(1) 協議会は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果が契約内容に適合するものであるか審査し、適合すると認めたときは当該年度の委託料の額を確定し、受託者に通知する。

(2) 受託者は、委託料の額の確定通知を受けたときは、速やかに請求書を協議会に提出すること。

９　留意事項

(1) 受託者は、業務遂行の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、委託業務終了後においても同様とする。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

(3) 提案の内容については、プロポーザル審査後に提案を踏まえて協議し、調整を行う可能性がある。

(4) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、協議会と受託者が協議して定めるものとする。